

島根県私立保育連盟会費規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第17条第2項の規定に基づき、島根県私立保育連盟の会費について必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の区分及び金額)

第2条 会費は、加盟園の定員割とし、その金額については次表の通りとする。

	区 分	金 額
1	定員 20名まで	11,000円
2	定員 21名から 30名まで	13,000円
3	定員 31名から 50名まで	16,000円
4	定員 51名から 60名まで	19,000円
5	定員 61名から 90名まで	21,000円
6	定員 91名から120名まで	23,000円
7	定員121名から150名まで	26,000円
8	定員151名以上	28,000円

(会費の状況調査)

第3条 会長は、毎年度4月1日現在における加盟園の状況について、別紙様式により調査する。

(会費の請求及び納入)

第4条 会費の請求は、第3条による調査に基づき、会長が加盟園に対して行う。

2 加盟施設長は、施設にかかわる会費を毎年度6月30日までに、会長の指示により納入しなければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年5月7日一部改正し、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月3日一部改正し、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、一部改正し令和3年4月1日から施行する。

但し、名称変更については令和4年4月1日から適用とする。

(令和2年第2回理事会承認)